

可児市いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 10 日

可児市・可児市教育委員会

(改定 平成 30 年 3 月 26 日)

可児市いじめ防止基本方針

目 次

I いじめの防止等の対策の基本的な方向

- 1 いじめ防止対策推進法及び可児市子どものいじめの防止に関する条例について …… 1
 - (1) いじめ防止対策推進法と文部科学大臣「いじめの防止等のための基本的な方針」について
 - (2) 可児市子どものいじめの防止に関する条例の意義及びその一部改正について
 - (3) 可児市いじめ防止基本方針の策定について
- 2 いじめの防止等の対策の基本理念 …………… 2
 - (1) 基本理念
 - (2) 基本姿勢

II いじめの防止からケアまでの具体的な内容

- 1 いじめの防止 …………… 3
 - (1) 家庭の取組
 - (2) 幼稚園・保育園の取組
 - (3) 学校の取組
 - (4) 地域、関係者の取組
 - (5) 啓発活動
- 2 いじめの早期発見 …………… 6
 - (1) 通報及び相談を受け付けるための体制の整備
 - (2) 学校相互間の連携協力体制
 - (3) 家庭の取組
 - (4) 地域の取組
- 3 いじめへの対処 …………… 8
 - (1) 家庭の取組
 - (2) 学校の取組
 - (3) いじめ防止専門委員会の取組
 - (4) 関係機関及び民間団体との連携とその支援
 - (5) インターネットを通じて行われるいじめの事案に対処する体制の整備
 - (6) 重大事態への対処（調査・措置）
- 4 当事者へのケア（見守り） …………… 13
 - (1) 家庭の取組

- (2) 学校の取組
- (3) いじめ防止専門委員会の取組

Ⅲ その他の対策の具体的な内容

1	いじめ防止対策等の組織の設置	14
2	財政上の措置及び人的体制の整備	14
	(1) いじめ防止等の対策を実施するために必要な財政上の措置	
	(2) 人的体制の整備等の措置	
3	学校いじめ防止基本方針の策定について	14
	○ 学校いじめ防止基本方針に定める事項	
4	市及び教育委員会が行うその他の施策	16
	(1) 調査・研究	
	(2) 学校評価について	
	(3) 学校運営改善の支援（学校マネジメント）	
5	基本方針の検証及び見直しについて	16
	【用語解説】	17

I いじめ防止等の対策の基本的な方向

1 いじめ防止対策推進法及び可児市子どものいじめの防止に関する条例について

(1) いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号、以下「法」という。）と文部科学大臣決定「いじめの防止等のための基本的な方針」について

わが国で子どものいじめが社会問題として認識されるようになって 30 年近く経過し、そのた
びに一応の対策はとられてきたが、現在に至るまでその問題の深刻さは解消されていない。

いじめはそれに関わった子どもたちに生涯にわたって心身に深い傷を負わせ、不幸におとし
いれるおそれがある。このような現状を打開するべく、国はいじめを社会総がかりで取り組む
べき国民的課題と位置づけ、平成 25 年 9 月に法を施行した。

同年 10 月に文部科学大臣は、この法に基づいて国の基本方針を定め、各地方自治体及び全国
の学校にそれぞれが基本方針を定め、それに則りいじめ防止等（早期発見、対処を含む）の具
体的な取組を行うよう通知した。ここに、子どものいじめ問題に国をあげて解決に取り組むこ
とが宣言され、取組が開始された。

(2) 可児市子どものいじめの防止に関する条例（平成 24 年条例第 23 号、以下「条例」という。） の意義及びその一部改正について

① 当市においては、いじめ問題の深刻な状況を憂慮し、平成 22 年度から、その解決のための
方策を検討してきた。その中で一つの有効な手立てとして「第三者委員会」の常設が浮上し
てきた。

平成 24 年 5 月、市は「可児市いじめ防止専門委員」4 人を委嘱し、いじめの相談・通報に
対応するべく体制をスタートさせた。この活動と並行して、市全体としていじめの解決に向
けて取り組む必要があるとの認識のもとに、その根拠となる条例制定の動きが始まった。

市議会の全会一致の可決により条例が成立し、平成 24 年 10 月 3 日に施行された。この条
例は、「子どものいじめ防止」に特化した条例として全国初のものとなった。

この条例の施行の意義は次のように言うことができる。

ア いじめは子どもの権利を侵害するものであり、これを防止し、子どもが健やかに成長す
ることができる環境を実現することは社会全体で取り組む重要課題であると明確に宣
言したこと。

イ 子どもの安心、安全な環境をつくるため、市、学校、保護者、市民及び事業者・関係団
体等の責務を明示したこと。

ウ 第三者委員会（可児市いじめ防止専門委員会）を附属機関として位置づけ、その役割と
権限を明示したこと。

② 法の施行に伴い、法と条例によりいじめ防止等の一体的なシステムとして対策に取り組む
必要があるとして、条例の改正の必要はないか点検を行った。その結果、

ア 「いじめ」の定義（第 2 条第 1 号）：

法の規定に準じて、「子どもと一定の人間関係のある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの」に改める。

イ 「子ども」の定義（第2条第2号）：

法の規定に沿って、小学生、中学生に高校生を追加する。

ウ 「学校」の定義（第2条第3号、第4号）：

学校を「市立学校」（可児市立小・中学校）と「その他の学校」（市内にある市立学校以外の学校）に区分する。

エ いじめ問題対策連絡協議会の設置（新設）：

法第14条に基づき、いじめの防止等に関係する機関や団体の連携を図るために設置する。

オ いじめ防止専門委員会の所掌事務の追加（第13条第2項）：

市長は、法第28条第1項の規定による調査に並行して行う調査及び法第30条第2項の規定による調査を、いじめ防止専門委員会に行わせることができる。

カ いじめ防止専門委員会の委員定数を超えた委員の委嘱（新設）：

市長は、条例第13条2項に規定する調査において必要と認めるときは、定数（5人以内）を超えて調査が必要な事案ごとに、3人以内を委員に委嘱することができる。追加して委嘱した委員の任期は、対象事案の調査が終了するまでの期間とする。

キ その他の学校等への協力要請（新設）：

市長は、「その他の学校」の設置者や学校に対して、いじめ防止等に関する取組を行うことについて協力を求めることができる。

以上の改正点について、平成25年第5回市議会定例会に「可児市子どものいじめの防止に関する条例の一部を改正する条例」案を上程した。12月20日可決承認され、同日公布、施行した。

（3）可児市いじめ防止基本方針の策定について

法第12条（地方いじめ防止基本方針）の規定に基づき、文部科学大臣決定の「いじめの防止等のための基本的な方針」を参酌し、条例に規定する事項をより具体化するために「可児市いじめ防止基本方針」を策定する。

2 いじめ防止等の対策の基本理念

（1）基本理念（条例第3条）

- ① 市、市立学校、その他の学校、保護者、市民、事業者及び関係機関等は、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を実現するため、それぞれの責務を自覚し、主体的かつ相互に連携して、いじめの防止に取り組まなければなりません。
- ② 子どもは、人との豊かな人間関係を築き、互いに相手を尊重しなければなりません。

(2) 基本姿勢

- ① いじめられた子どももいじめた子どもも、そして周りにいた子どもたちも、どの子どもも未来の可能性を持つ大切な可児市の子どもです。いじめに関わったすべての子どもたちをケアし、成長を支援します。
- ② いじめがあることは誰よりも子どもたち自身が知っており、子どもたちにはいじめを止めさせる力があります。そのことを可児市中の大人が見守り、応援しているというメッセージを、子どもたちに届け続けます。
- ③ いじめ問題への対応を契機として子育て環境の課題を探り、市民を含め市全体で子どもが健やかに成長する環境をつくります。

Ⅱ いじめの防止からケアまでの具体的な内容

1 いじめの防止

(1) 家庭の取組

いじめをしない子どもに育てるために、子どもの「自分は人から愛される大切な人間だ。世の中や他の人にとって必要な人間だ」と思える自己肯定感を育む。ありのままの自分を受け止めてもらえることによって、子どもは自分を大切に思う気持ちとともに相手を思いやる気持ちを持ったり、個性や多様性を認めたりできることにつながる。そのために、愛情豊かな家族の中で、必要な心の栄養を十分与えることを心がける。

① 子どもを丸ごと受け止める

例えば：子どもが話すことやすることを認め、誉める。

子どもの発達に合わせて、家庭の中で役割をもたせる。

② 家族の中で親子が向き合える関係をつくる

例えば：家族そろっての食事をする時間を大切に作る。

子どもの目を見て話を聴き共感する。

③ 子どもの主体性を大事にする

例えば：子どもが自らしようとしていることは、危険がない限り温かく見守る。

④ ものごとの良し悪しを教える

例えば：いじめることは人として許されないことをはっきりと教える。

⑤ 市の保護者への啓発活動・支援

ア いじめをしない子どもに育てる家庭での取組などを掲載したパンフレットを小中学生の保護者へ配布する。

イ 家庭教育学級においていじめ防止に関する講話を実施し、保護者がいじめについて学ぶ機会を設ける。また、「家庭教育通信」にいじめ防止に関する記事を継続的に掲載する。

(2) 幼稚園・保育園の取組

子どもが本格的に集団生活を体験する初めての場であり、友だちとの仲間関係、家族以外の大人との関係及び集団の規律を学ばせる。

この幼児の時期は、人間関係能力が未発達なため、「いじめ」とまではいえなくても、仲間との間でトラブルが起こることは多い。このようなトラブルに、大人が適切に関わりながら解決していくことは、むしろ友だち関係を学ぶ大切な機会になるといえる。

指導者は次の観点のもとに、適切に子どもたちのトラブルに関与して、その解決を図ることが求められる。

- ① 子どもに、相手を思いやる優しい心、協力して行動することの喜びを体得させ、集団の場での体験を通して、人間関係の基礎を身につけさせる。
 - ア 園内での子どもの様子を見守り、気になる点があれば保護者に報告する。
 - イ 子どもに、遊びや教育を通して相手を思いやる気持ちを教える。
- ② 幼稚園・保育園の指導者は、子どもに相手の話を聴き、相手の気持ちを思うこと、自分の言いたいことや気持ちを表現する力をつけることを主眼にした支援を行う。

(3) 学校の取組

いじめはどの子どもにもどの学校でも起こりうるという意識をもち、学校はいじめの未然防止に向けて、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。児童生徒自らがいじめ防止に係る自主的・自発的活動を進める。また、わかる授業づくり、すべての児童生徒が参加・活躍できる授業づくりを工夫することにより、学校生活を楽しいものにする。

- ① 児童生徒自らがいじめについて学び、自主的・自発的に取り組む
 - 児童生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題を児童生徒自身が主体的に考え、児童生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。
 - ア 児童会・生徒会のいじめ撲滅宣言、委員会による呼びかけ等の活動
 - イ 「いじめ防止パンフレット」を活用した授業によるいじめについての理解
- ② いじめに向かわない態度・能力の育成
 - 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動等の推進により児童生徒の社会性を育む。体験の中で、お互いの気持ちや立場を共感的に理解し、認め合う態度を養う。
 - ア 各学校の地域性や学校の実態に応じた体験活動の推進
 - イ 人権感覚、人権に対する意識を高める「ひびきあいの日」の活動の充実
- ③ インターネット、携帯電話及びスマートフォン等の使い方に関する情報モラル研修の実施
 - インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう必要な啓発活動を実施する。
 - ア 児童生徒、保護者、教職員に対する研修の実施

イ 児童生徒への指導に係る情報の提供

④ 一人一人が参加し活躍できる、わかる授業づくり

授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたりわかりやすい授業づくりをする。

ア 児童生徒の学習の困り感に応じた指導

イ お互いの考えを認め合う人間関係のある学習集団づくり

ウ 落ち着いて学習に臨める授業規律づくり

(4) 地域、関係者の取組

児童生徒を地域社会で見守ることができるよう様々な場を通じて、大人と子どもが関わりを持つようにする。また、その関わりを通して、子どもたちの豊かな情操や道徳性、他人とのコミュニケーション能力を育成する。

① 地域活動（自治会行事、地区センターまつり、花いっぱい運動等）、スポーツ・レクリエーション活動（スポーツ少年団、ユニック、地域子ども教室、サークル活動等）、子育て応援活動（キッズクラブ、見守り活動、PTA、家庭教育学級、子ども会等）、あいさつ運動など、子どもと大人が関わる場づくりを推進する。

② 学校や保護者だけでは目の届かない通学時や地域行事などの場において、「いじめ防止協力団体」との連携により地域社会全体で子どもと関わり見守る。

③ 関係者・関係機関との連携

いじめ防止のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう関係機関、学校、家庭、地域社会等との連携の強化を図る。

ア 民生児童委員との情報交流

イ 学校評議員会の活用

ウ PTA、キッズクラブの指導者等との連携

エ いじめ問題対策連絡協議会の設置

④ 事業所との連携

市をあげていじめ防止に取り組む機運づくりを推進するよう事業所との連携の強化を図る。

ア 「いじめ防止協力事業所」の取組

協力事業所は、事業所内にポスターやチラシを設置する、事業所や工事現場等にいじめ防止に関する看板を設置する、事業所のホームページにいじめ防止に関する掲載をするなどにより、いじめ防止の啓発活動を行う。

イ 電柱広告に関する協定の締結

市と電柱広告に関する協定を締結した広告代理店は、広告掲載を希望する事業所を募り、市内の電柱にいじめ防止の標語といじめ防止専門委員会の相談ダイヤルを掲載したいじめ防止看板を設置する。

(5) 啓発活動

いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談体制の周知・啓発などについて、広報活動を推進する。

- ① 広報かに、ケーブルテレビ、FM ラジオ、市ホームページ、チラシ、パンフレットなどさまざまな媒体や、講演会等を活用して、いじめ防止に関する啓発活動を推進する。
- ② いじめ防止専門委員会委員による小中学校訪問を実施し、市のいじめ防止についての姿勢や取組の周知及び専門委員会への通報・相談の啓発を行う。

2 いじめの早期発見

(1) 通報及び相談を受け付けるための体制の整備

① 学校の取組

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知できるように努める。

日ごろからの児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員が児童生徒の情報交流をし、情報を共有する。

また、児童生徒がいじめを訴えやすい学校風土をつくるために、いじめを受けたり見たりした児童生徒が教職員にそのことを訴えることは、何ら恥ずかしいことや非難されることではなく、むしろ当該児童生徒の権利を守るとても大切なことであること、その訴えに対して教職員が全力で対応することを教える。併せて訴えやすい体制を整えるため、学校は定期的なアンケート調査や教育相談等を実施する。

ア いじめの実態把握、取組状況の把握

いじめの事案について具体的な事実を把握する。学校は学期ごとに問題行動調査を実施し、市教育委員会に事案についての報告をする。

イ 特にいじめが把握しづらい場面の対応

特にいじめが見逃され、発見が遅れてしまいやすいのは、小学校では集団登下校の通学班であり、中学校においては部活動である。集団登下校では、地域の市民やスクールサポーターからの情報を大切にすることと、通学班の児童間にトラブルが多くないか、強い力関係が生じていないかに注目する。中学校の部活動では、担当する教職員は部員間の人間関係を常に把握して、特定の生徒が疎外されていることはないかを複数の教職員が目で見守る。

ウ いじめの防止に対する取組の充実を図る手立て

県教育委員会発行のいじめ防止の冊子「ほほえみと感動のある学校をめざして」の活用。教師向け指導資料やチェックリストの活用。職員研修の実施。

エ 定期的な調査

QU アンケート、学校生活アンケート等の実施。毎月実施する「不登校調査」により、いじめ問題が潜在していないか確認する。

オ 教育相談の実施

児童生徒が担任、関係職員等と相談する時間・場の確保。

カ 情報収集の工夫

生活ノート、相談ポストなどによる情報収集

② 教育委員会の取組

いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者を配置し、教育相談を行う。専門家の立場からいじめへの対処に対し助言を得る。

ア スクールソーシャルワーカーの活用

イ スクールカウンセラーの全小中学校への配置

県費・市費を活用し、どの学校にもスクールカウンセラーを配置する。

ウ 教育研究所による「心の電話相談」

③ いじめ防止専門委員会の取組

いじめ防止専門委員会及びその他の相談窓口の周知により、いじめの早期発見を図る。

ア 子ども本人、保護者及び学校教職員をはじめ、様々な立場の人が相談・通報しやすいしくみをつくる（子ども専用フリーダイヤルや専用ダイヤルの設置、インターネットによる相談の実施）。

イ 市内全小中学生へ、いじめ防止専門委員会や教育研究所その他の相談窓口を掲載したカードを配布し、相談・通報を呼びかける。また、市内にある私立小中高等学校や公立高等学校へもカードを配布する。

ウ 学校にいじめ防止に関するポスターやチラシ等を設置することにより、児童生徒に相談窓口の周知を行う。

④ 県及び県教育委員会との連携

県の教育委員会や青少年 SOS センター等と連携を図り、それらの相談窓口からの情報を得て、児童生徒の相談に応じられるようにする。

ア 相談窓口（子供 SOS24 など）からの情報を受け、それぞれの学校へ情報提供。

イ インターネット監視（ネットパトロール）を実施している県教育委員会との連携。

（2）学校相互間の連携協力体制

いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校が関係する児童生徒または保護者に対する指導・助言を適切に行うことができるように学校相互間の連携協力体制を整備する。

① 校長会、教頭会、教務主任会等での情報共有

② 生徒指導主事会、教育相談部会等での情報共有

ア 市教育委員会との連携で、学校間の情報の交流・把握

イ 幼小中高生徒指導連絡協議会で、県立私立校も含めた情報の交流・把握

③ いじめ問題対策連絡協議会での情報共有

(3) 家庭の取組

子どもはいじめられていても「心配をかけたくない」という理由から、親に話さないことがある。親は常日頃から子どもの表情、態度や行動をよく観察しておくことが大切となる。気になることがあれば、何気なく学校生活の様子を尋ねてみる。

特に思春期にあたる小学校高学年から中学生にかけては、仲間うちでいじめの被害にあっても親には話さなくなることが多い。親は話さないから大丈夫と思うのではなく、子どもが発信するいじめのサインに気づけるよう、幼少期から子どもと向き合える関係をつくり、日ごろからわが子の様子を見守る（市いじめ防止パンフレット保護者用にチェックリストを掲載）。

(4) 地域の取組

市民や「いじめ防止協力事業所・団体」のメンバーは、子どもと日ごろからあいさつを交わして顔見知りになる等、登下校時や遊んでいる子どもの見守りや声かけの活動を行う。

何か変だなという子どもの様子を見たり、いじめかもしれないと思ったりしたら、学校やいじめ防止専門委員会、関係機関などに情報提供を行う。

3 いじめへの対処

(1) 家庭の取組

いじめのサインに気づいたら、まず本人に学校生活や友だち関係全般について話を聴き、学校の担任教諭に、親が気づいた様子などを具体的に説明して相談する。

① いじめにあっている場合

子どものプライドと意思を尊重し、子どもの気持ちに寄り添って考える。親は断固として「子どもの安全は絶対守る」という姿勢を貫く。

② 周りの子がいじめにあっている場合

いじめを受けている子どもを目撃した子どもは、自らがいじめを受けていないとしても、傷ついていることも多い。その親はわが子の心情を受け止めて、いじめに加わらないこと、どのようにしたら解決できるか、できることはないかなどについて、子どもと一緒に考える。

③ いじめている場合

ア 対話の時間を取って子どもと向き合い、「どうして、いじめをしてしまったか。」を話し合い、その心情を受け止める。そのうえで、いじめ行為は許されないことを子どもに示す。

イ 子どもが、自分が行った行為の意味（相手の子どもの心身を傷つけてしまったこと）に気づけるよう根気強く対話を続ける。

ウ 子どもが自身の行為の意味に気づいたとき、「これからどうすればよいか。」を話し合う。

(2) 学校の取組

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめられた児童生徒を守り通すとともに問題の解決にあたる。いじめた児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、いじめの行為について毅然とした態度で指導する。また、いじめを起こした背景にも配慮し、いじめた児童生徒の継続的な支援にあたる。

① 組織的対応

いじめの防止等に関する対処を実効的に行なうため、複数の教職員、心理・福祉等の専門的知識を有する者、その他関係者により構成される「いじめ対策委員会」を設置する。

いじめを発見し、または通報を受けた教職員は、各学校の「いじめ対策委員会」に直ちに報告し、組織的な対応につなげる。

② 解決に向けた児童生徒への支援

いじめられた児童生徒、いじめたとされる児童生徒、そしてそれを目撃していた児童生徒から、早期に時間をかけて事実関係を聴取する。

いじめられた児童生徒の安全安心を確保するとともに、児童生徒にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制をつくり、できる限り不安を除去する。

いじめた児童生徒に対しては、組織的に連携していじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。また、いじめを起こした背景にも配慮し、いじめた児童生徒の継続的な支援にあたる。

なお、事実関係の調査をしても、いじめの事実が明確でない場合がある。その場合でも、いじめを受けた（あるいは目撃した）と訴える児童生徒がいる限り何らかの人間関係上の問題が生じているので、関係する児童生徒たちとの間の調整が必要である。

③ 保護者への適切な説明と支援

事実関係の把握後は、両方の保護者に迅速に連絡する。事実に対する保護者の理解を得たうえで、学校と保護者が連携して以後の対応を進める。

④ 学級、部活動、学年全体及び学校全体への働きかけ

いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題としてとらえさせる。学級での話し合い活動等を通して、いじめは絶対に許されない行為であり根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

⑤ いじめの解消の判断

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめられた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。

イ いじめられた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめられた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめられた児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記の状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、いじめられた児童生徒及びいじめた児童生徒を注意深く見守る。

(3) いじめ防止専門委員会の取組

① 通報・相談を受けた事案の当事者への初期調査

面接を基本とし、極力子ども本人と面接する。その際、子どものことばを共感的に受け止めながら、事実関係を確認し、そのときの子ども自身の気持ちを聴く。さらに子ども本人には「どうなるとよいか」、「そのために自分ができることはあるか」なども確かめる。

② 学校への調査

主として「いじめ対策委員会」のメンバーを対象に、「当該事案の事実関係」、「学校はどのように捉えて、どのように対応したか」、「現在はどういう状況か」、「今後の見通し」などについて調査する。

なお、調査は原則として相談者である子ども、保護者の同意を得たうえで行う。

③ 対処方針の決定

事案の概要を把握した時点で、専門委員会において対処方針を検討し、決定する。

④ 関係者（子ども、保護者及び学校教職員等）への助言、支援及び調整

対処方針に基づき、関係者への支援等を行う。

ア いじめられた子どもが安心して学校生活が送れるようになるまで支援を行う。

イ いじめた子どもについては、相談又は学校からの紹介により対応する。自らが行った行為の意味を考えられるように働きかけて、反省がなされたとき、相手側の子との関係の修復を支援する。

ウ 学校教職員はいじめた子ども、いじめられた子どもの双方を支援・指導しているので、その対処について学校からの要請に応じて助言、支援を行う。

⑤ 関係者に対する是正要請

関係者（子ども、保護者、学校教職員等）に改善すべき点があると委員会が認めるときは、市長に具申する。これを受け、市長が必要と認めた場合は関係者への是正を要請する。

(4) 関係機関及び民間団体との連携とその支援

いじめの事案に複数の機関や団体に関わりを持っている場合または関わりを持つべき場合は、「いじめ問題対策連絡協議会」の「個別ケース検討会議」を活用し、直接事案に関わっている機関・団体の担当者が集まり、情報共有するとともに援助方針を立て、具体的な援助活動を行う。

さらに同連絡協議会の「実務者会議」においても、事案の援助経過をフォローしていく。

(5) インターネットを通じて行われるいじめの事案に対処する体制の整備

- ① 教育委員会または学校はネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を取る。その際には、状況に応じて法務局や所轄警察署に協力を求める。

早期発見のために、県のネットパトロールを利用して被害の拡大を防ぐ。また、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）や携帯電話等のメールを利用したいじめなどについては、発見しにくいことから、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者にも理解を求める。

- ② いじめ防止専門委員会はネットいじめに関する情報を収集し、相談・通報に応じる。

(6) 重大事態への対処（調査・措置）

- ① 重大事態とは（法第 28 条第 1 項）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

イの「相当の期間」とは年間 30 日の欠席を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記に関わらず学校又は教育委員会の判断により、迅速に調査に着手する。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で重大事態が発生したものととして、調査・報告を行う。

- ② 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて市長に報告する。報告内容は、発生した事実（5W1Hのポイントで）、当事者である児童生徒の現況、保護者への連絡の状況、周囲にいた児童生徒及び他の在校生の状況等である。

- ③ 重大事態の調査とその目的

調査には、学校または教育委員会が行う調査と市長の附属機関が行う並行調査及び学校または教育委員会が行った調査の結果の調査（再調査）がある。

各調査組織が行う調査の目的は、この重大事態に適切に対処すること、同種の事態の再発防止に活かすことの二つである。

- ④ 学校及び教育委員会の対処

ア 学校はいじめを受けた児童生徒の安全を確保する。いじめた児童生徒に指導を行い、いじめ行為をとめる。必要がある場合は、いじめを受けた児童生徒との分離を図る。

イ 学校は、直ちに教育委員会へ重大事態の発生を報告（第一報）し、教育委員会はその事案の調査を行う主体やどのような調査組織とするかについて判断する。調査の主体は、学校が主体となって行う場合と教育委員会が主体となって行う場合がある。事案の内容によって判断する。

学校が調査の主体となる場合には、法第 22 条に基づき設置する「いじめ対策委員会」を母体として調査を行う。教育委員会は学校に対して必要な指導、人的措置等適切な支援を行う。

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合には、教育委員会が調査の主体となり、調査のための組織「調査委員会」を立ち上げ、調査を行う。

調査において、アンケートや面接による調査及び資料分析などの方法により、事実関係を明確にする。

ウ 教育委員会又は学校は、当事者の保護者に対して、明らかになった事実関係について報告する。内容は、現時点で判明した事実、それぞれの児童生徒に行った指導やケアの内容、今後の取組及び見通し等であり、適時・適切な方法で説明する。

エ 調査結果については、市長に報告する。

オ 学校は、調査結果を受けて、当事者の児童生徒、学級・学年全体及びその他全校の児童生徒への支援・指導を行うとともに、再発防止のための措置を行う。

⑤ 市長の判断による調査

ア 学校又は教育委員会もとの調査組織の調査と並行して、市長が必要と認めるときは「いじめ防止専門委員会」に調査（並行調査）を行わせることができる。

イ この場合、調査に必要な委員を事案ごとに 3 人まで加えることができる。なお、専門委員会が調査を行うことが公平性・客観性の観点から適当でないときは、市長は別の調査組織を設置し調査を行わせる（この項目について、法第 30 条第 2 項の調査についても同様である）。

ウ 並行調査の結果報告を受けた市長は、教育委員会とともに学校又は教育委員会の調査結果と照合して事態の正確な把握を行い、当該重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に活かす。

エ 教育委員会から調査結果の報告を受けた市長は、必要と認める場合に「いじめ防止専門委員会」に調査の結果を調査させる（再調査）ことができる（法第 30 条第 2 項）。

オ 「いじめ防止専門委員会」は資料の分析や関係者への面接などの方法により再調査を行い、調査結果を市長に報告する。

カ 「いじめ防止専門委員会」は、いじめられた子、いじめた子双方の児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

キ 市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

ク 法第 30 条第 2 項に規定する調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告する。報告する内容については、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保したうえで、個々の事案の内容に応じ、適切に設定する。

4 当事者へのケア（見守り）

一旦いじめ行為が止まり収まったと判断した場合でも、再発したり新たないじめが起こったりする場合がありますので、当事者の子どもたちへのケア（見守り）が必要である。

（1）家庭の取組

日ごろから子どもの様子（表情、態度や言動）を観察しておく。普段と違う様子があるときは速やかに学校の担任教諭等と連絡をする。

① いじめにあっていた場合

わが子へのいじめ行為がなくなっているか、学校等の生活が楽しく過ごせているか見守りを続ける。いじめを受けたとき子どもは自信を無くしていることが多い。一旦いじめ行為が止まり相手から謝罪を受けた場合でも、再発する可能性があることを親は念頭におく。

親は普段から、子どもの表情、言動をよく観察して、親子での会話の中で子どもの心情に共感する。子どもを孤独にしないことに努める。

② いじめていた場合

いじめの行為は許されないが、その子どもの存在自体は認められなければならない。失敗を乗り越えて、友達との人間関係のつくり方がよくなるよう親は見守りを続ける。自責の念のために元気を無くしていることもある。親は、子どもが前向きな行動や生活ができるようになるよう励まし続ける。

（2）学校の取組

いじめられた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、環境の確保を図る。必要に応じて、いじめた児童生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりする方法も考える。児童生徒の状況に応じて、心理や福祉等の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用、教育相談担当による相談、外部専門家による支援等の必要な措置を講ずる。場合によっては、いじめられた側、いじめた側の両者のカウンセリングを行い、再発を防ぐようにする。

（3）いじめ防止専門委員会の取組

専門委員や事務局職員が定期的に（ほぼ2ヶ月に1回）市内小中学校を訪問し、相談で関わった子どもたちの状況について教職員から説明を受けることとする。もし、再発等の状況があれば、再相談を行う。

また、相談事案の保護者に対しても必要に応じて子どもの状況を聴き、心配な状況であれば、再相談を勧める。

Ⅲ その他の対策の具体的な内容

1 いじめ防止対策等の組織の設置

- ① 可児市いじめ問題対策連絡協議会（法第 14 条第 1 項、条例第 8 条）
 - ア 子どものいじめ防止等に関わる機関や団体の連携を図るため、学校、教育委員会、いじめ防止専門委員会、子ども相談センター、地方法務局、警察署及び民生児童委員連絡協議会等を構成員として設置する。
 - イ 協議会は、代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会の三層構造とし、いじめ防止のための情報共有をはじめ早期発見、個別事案の対処、ケアまで全体を通して活動する。
- ② 法第 22 条に基づき各小中学校に設置される「いじめ対策委員会」
- ③ 法第 28 条第 1 項に規定する教育委員会又は学校に設置する調査組織
- ④ 法第 28 条第 1 項に規定する調査と並行して行う調査及び法第 30 条第 2 項に規定する調査を行う市長の附属機関として「いじめ防止専門委員会」もしくは別の調査組織

2 財政上の措置及び人的体制の整備

(1) いじめ防止等の対策を実施するために必要な財政上の措置

市はいじめ防止等のための対策を推進するために、予算確保等必要な財政上の措置をとる。

(2) 人的体制の整備等の措置

市は、いじめ防止等のための対策を推進するために必要な人的体制を整備する。

- ① 教職員の資質能力向上のための研修
 - ア 情報モラル研修、QU 研修等のための講師の派遣や招聘
 - イ いじめ防止に関わる職員研修の実施、資料提供
 - ウ 幼稚園・保育園指導者の研修への協力
- ② 生徒指導の体制充実のためのスクールサポーターやスクール相談員等の配置
- ③ 心理・福祉等に関する専門的知識を有する者、教育相談に応じる者の確保
 - ア 専門家の派遣：学級づくりに関わる研修。心理や福祉の専門家による研修、巡回指導
 - イ スクールカウンセラーの全小中学校への配置
 - ウ スクールソーシャルワーカーの配置

3 学校いじめ防止基本方針の策定について

○ 学校いじめ防止基本方針に定める事項

学校は、いじめ防止のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致団結体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進する。

学校いじめ防止基本方針には、「いじめの防止（未然防止）」「早期発見」「いじめに対する措

置」を主な項目として「学校がどのような子どもを育てようとしているのか」そのために「教職員は何をするのか」「保護者や地域はどう協力するのか」等を示す。

具体的な取組の内容として、次のようなものが考えられる。

① いじめの防止（未然防止）

- ア 校内指導体制の確立
- イ 教師の指導力の向上
- ウ 人権教育による人権意識と生命尊重の態度の育成
- エ 道徳的実践力を培う道徳教育の充実
- オ 子どもの自己指導能力の育成
- カ 家庭・地域社会、関係機関との連携強化
- キ 学校基本方針の周知
- ク 学校基本方針による取組の評価

② 早期発見

- ア 教職員による観察や情報交換
- イ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施
- ウ 教育相談体制の整備
- エ 相談機関等の周知

③ いじめへの対処

- ア いじめの発見や相談を受けたときの対応
- イ 組織的な対応
- ウ いじめられた児童生徒又はその保護者への支援
- エ いじめた児童生徒又はその保護者への支援
- オ いじめの事実調査
- カ 集団への働きかけ
- キ ネット上のいじめへの対応

④ 当事者へのケア（見守り）

継続的な指導

⑤ その他の留意事項

- ア 組織的な指導体制

法第 22 条に定める学校における「いじめ防止等の対策のための組織」がいじめの対応の中心となり、情報を共有し組織的に対応する。また、日頃からいじめ問題の対応について、全教職員で共通理解を図るようにする。

- イ 校内研修の充実

すべての教職員の共通理解を図るため、年に複数回のいじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

4 市及び教育委員会が行うその他の施策

(1) 調査・研究

① 国や都道府県の調査研究結果の活用

市及び教育委員会はいじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒に対する支援、その保護者に対する支援の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方、その他のいじめの防止等のために必要な事項や対策の実施状況についての調査研究の結果をいじめ防止等の対策に活用する。

② 可児市いじめ防止教育プログラムの開発・実践

教育委員会は可児市における学校が取り組んでいる内容について、大学の専門家等からの助言を受け、見直し、改善を図る。

③ 事案の分析・検証から再発防止へ

学校、教育委員会及びいじめ防止専門委員会は、その対応した事案について分析・検証を行い再発防止に活かしていく。

(2) 学校評価について

① 教育委員会は学校評価において、いじめの事実を隠さず、実態の把握及びいじめへの対処が適切に行われ、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適切に評価がなされるよう指導・助言する。

② 教育委員会は教員評価においては、日常の児童生徒の理解、いじめの未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう指導・助言する。

(3) 学校運営改善の支援（学校マネジメント）

① 学校マネジメントを担う体制の整備など学校運営の改善

② 保護者、地域の方が学校運営に参画する学校評議員会の活用

5 基本方針の検証及び見直しについて

市は、この基本方針について次に掲げる指標を参考数値として総合的に評価を行い、3年毎に見直しを行う。次の3つの指標については、毎年市全体の結果を公表する。

① 児童生徒の学校生活における満足度（「学級満足度尺度結果のまとめ」による）

② いじめの経験比率（毎年度末に全市立小中学校で実施する「いじめの経験比率調査」による）

③ 学校のいじめ認知件数とそれに対し解消したと捉えた件数の比率（「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」による）

【用語解説】 <五十音順>

5W1H（ごだぶりゅーいちえいち）

「いつ（When）、どこで（Where）、だれが（Who）、なにを（What）、なぜ（Why）、どのように（How）」という6つの要素をまとめた情報伝達のポイントのこと。

QU（Questionnaire—Utilities）

クエッションネア・ユーティリティーズ。教師の日常観察や面接による児童・生徒理解の限界を補い、個々の状態および学級の状態を理解するための、客観的で多面的な資料を提供することを目的としたアンケート調査（学級アセスメント調査）。

SNS（ソーシャルネットワーキングサービス：Social Networking Service）

人と人とのつながりを維持・促進する機能をもつオンラインサービス。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や、新たな人間関係を構築する場を提供するサービスで、ウェブサイトや専用のスマートフォンアプリなどで閲覧、利用できる。

学校マネジメント

教育目標の達成に向けて、学校経営方針に基づいて、必要な諸条件（人、物、金、情報）を活用して、計画、実施、評価、改善のサイクルに従って行われる活動。児童生徒、保護者、地域住民等のニーズを読み取り、効果的・効率的な教育活動を展開するために学校組織を動かす技術・手法。

キッズクラブ

一般に「学童保育」「放課後児童クラブ」とも呼ばれているもので、働く親への支援を目的とした、放課後の生活と遊びの場。学校の授業終了後、児童を学校の空き教室や学校敷地内の専用施設で保育する。可児市では対象学年は小学校1年生から6年生。

地域子ども教室

可児市内数カ所の地区センターで、休日（土曜日）の子どもの居場所づくりのために開催している講座。地域の人材を活かした地域独自の講座となっている。

情報モラル教育

情報社会やネットワークの特性の一側面として影の部分を理解したうえで、よりよいコミュニケーションや人と人との関係づくりのために、今後も変化を続けていくであろう情報手段をいかに上手に賢く使っていくか、そのための判断力や心構えを身に付けさせる教育。

スクールカウンセラー

心の専門家として小・中・高校で、児童生徒や保護者の悩みを聴くとともに、教員をサポートする。平成7年度から旧文部省が派遣し始め、不登校を始めとする児童生徒たちの心のケアなどで一定の評価を得ている。カウンセラーのほとんどは臨床心理士の有資格者。

スクールサポーター

児童生徒の学習面、生活面での指導の際、学級担任をサポートして一緒に指導に当たる職員。

スクールソーシャルワーカー

学校または教育委員会を足場として、社会福祉の立場から「子どもを取り巻く環境」に注目して問題解決を図る専門家。子ども相談センターなど関係機関との役割分担を調整したり、家庭訪問をして子どもや保護者のケアをしたり、教職員への指導・助言をしたりする。社会福祉士や精神保健福祉士が担うことが多い。

スクール相談員

児童生徒の悩みを聴き、教育相談を行う職員。